

計算書類に対する注記

梅の里（公益）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

器具及び備品－一定額法 リース資産－該当なし

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金－全国社会福祉団体職員退職手当積立基金における約定の額を計上

賞与引当金－来期の夏季賞与のうち、算出対象期間12月から3月までの期間に対応する部分を計上

2. 重要な会計方針の変更

「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号3局長連名通知）に準拠して新会計基準を適用。

通信運搬費の分け方

- （大）事業費（中）通信運搬費…固定電話、携帯電話、FAX回線使用料、ネット回線使用料
- （大）事務費（中）通信運搬費…郵便切手、配送料

3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 梅の里（公益）拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

「生きがいデイサービス」「移送サービス」「配食サービス」「法人成年後見」「生活困窮者自立相談支援」
「介護職員初任者養成」「訪問入浴介護」「訪問入浴」

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省力している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	3,476,700	0	278,136	3,198,564
合 計	3,476,700	0	278,136	3,198,564

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	4,172,040	973,476	3,198,564
車輛運搬具	5,285,919	4,383,728	902,191
器具・備品	1,433,160	1,145,580	287,580
合 計	10,891,119	6,502,784	4,388,335

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし